

平成27年第8回 川島町教育委員会定例会

川 島 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成27年6月26日

川 島 町 教 育 委 員 会

平成27年第8回川島町教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成27年6月26日(金)午後1時30分から同3時17分
- 2 場 所 川島町コミュニティセンター2階談話室
- 3 出席委員 深谷邦彦委員長、大野美寿代委員長職務代理者、菊池建太委員
福島彰委員 富田三千彦委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 執行部 富田三千彦教育長、副教育長兼教育総務課長、生涯学習課長、
- 6 会議日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 前回会議録の承認
 - 日程第 4 教育長報告
 - 日程第 5 (議案第52号)川島町育英資金基金の貸付審査基準を定めることについて
 - 日程第 6 (議案第53号)川島町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めることについて
 - 日程第 7 (議案第54号)川島町第3子以降私立幼稚園保育料無料化補助金交付要綱を定めることについて
 - 日程第 8 (議案第55号)川島町私立幼稚園入園祝い金交付要綱を定めることについて
 - 日程第 9 (議案第56号)川島町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
 - 日程第10 (議案第57号)川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について
 - 日程第11 (報告第15号)平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について
 - 日程第12 (報告第16号)指定校変更の許可について
- 7 議事の経過 別紙のとおり
- 8 傍聴人 1名
- 9 書 記 教育総務課主幹 坪内嘉夫

委員長 皆さん、こんにちは。ただいまの出席委員は、5名全員であります。事務局より副教育長兼教育総務課長、生涯学習課長等に出席をいただいております。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

【日程第1 会議録署名委員の指名】

委員長 日程第1 会議録署名委員の指名ですが、大野委員にお願いいたします。

【日程第2 会期の決定】

委員長 日程第2 会期の決定ですが、本日限りとします。

【日程第3 前回会議録の承認】

委員長 日程第3 前回会議録の承認を議題といたします。質疑等がありましたら、挙手によりお願いします。

菊池委員 6ページの4行目ですが、保育園のほうは、いままで第3子もカウントしていたわけですね。と、ここまで良いのですけれど、次からの文章は表現がおかしいので削除をお願いします。

委員長 他に質疑がありましたら、挙手によりお願いします。

(意見なし。)

委員長 特にご意見がないので、会議録を承認することといたします。

【日程第4 教育長報告】

委員長 日程第4 教育長報告に移ります。
富田教育長に、教育長報告をお願いします。

(教育長報告)

委員長 教育長報告ありがとうございました。

委員長 本日の議題の日程第9議案第56号、日程第10議案第57号、日程第11報告第15号、日程第12報告第16号につきましては、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、川島町教育委員会会議規則第14条第1項第4号の規定に基づき、当報告については非公開にすることを提案します。

委員長 議案第56号、議案第57号、報告第15号、報告第16号につきまして非公開にすることについてご異議はございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認め、よって、議案第56号、議案第57号、報告第15号、報告第16号につきまして非公開にすることとい

たします。

委員長 それでは、議事に入ります。

【日程第5 議案第52号「川島町育英資金貸付基金の貸付審査基準を定めることについて」】

委員長 議案第52号「川島町育英資金貸付基金の貸付審査基準を定めることについて」を議題とし、担当課長より説明を求めます。
(担当課長説明)

委員長 担当課長より説明がありましたが、議案第52号「川島町育英資金貸付基金の貸付審査基準を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

福島委員 最近、子どもたちの貧困についてよく耳にします。そのような中で、川島町として子どもたちを支援する制度についてさらに分かりやすく周知を図る態度として評価できることだと思います。では、これまでの貸し付け状況、また、今後の貸し付けの見込みについて状況報告をお願いします。

副教育長兼教育総務課長 基金の総額は1,310万円となっております。平成26年度分の貸付件数は9件で貸付額は383万円となっております。平成24年度に借りやすくするなど内容を見直してから、貸し付けが伸びてきました。平成26年度末の残高は687万円となっております。過去からの貸付額の総額としては623万円です。基金を使っていただくのは有り難いことですが、このままでは原資を補てんしないと底がつくことが見えてきた状況です。

委員長 基金の残りは687万円、あと借りられる額がこの額ということですね。返済されればまた増えるということですね。

副教育長兼教育総務課長 その通りです。また、平成27年末に貸し付けが終わり、一定の6カ月が過ぎると返済が始まるので戻ってくるお金もあると思いますので、それを活用した運用できればと思っています。

委員長 それから、基金条例第5条第4項の基準の計算式ですが、わかりづらいので、例えばシングルマザーだとか、年収100万円の方は利用できるのかとか。モデルケースを示してもらえると良いですね。

副教育長兼教育総務課長 平成27年度から就学援助費の基準を改め、要保護世帯の基準として1.3という数値を設定しましたが、1.0以上は保護世帯となります。それに対し、この基金の基準では1.8までよいことにしています。多くの方が該当するようになると思います。また、モデルケースについては、参考までに就学援助費での基準を申し上げます。

委員長 分かりづらくないですか。

副教育長兼教育総務課長 貸付に際しては、申請者の所得を見て審査するのですが、申請者から基準を教えてほしいと求められた場合は、具体的な数値を示して説明したいと思っています。

福 島 委 員 9件貸し付けているというお話で、制度的によく活用されていると思います。しかし、原資がなくなってしまうと貸付できなくなってしまう。そうするとせっかくの制度が無になってしまう。なので、原資を増やしていくことがこれからの研究課題になると思います。

副教育長兼教育総務課長 この基金ができた経緯は、遠山元一氏から寄贈を受けた株式が原資と伺っています。今後は、就学支援につながるよう基金の枠を拡大していく必要もあるのではないかと考えます。

福 島 委 員 財資の確保はなかなか難しいとは思いますが、町執行部と相談しながら、確保に努力してほしいと思います。

委 員 長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(異議なし)

委 員 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第52号「川島町育英資金貸付基金の貸付審査基準を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第6 議案第53号「川島町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めることについて」】

委 員 長 議案第53号「川島町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めることについて」を議題とし、担当課長より説明を求めます。

(担当課長説明)

委 員 長 担当課長より説明がありましたが、議案第53号「川島町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

福 島 委 員 質疑ではなく、確認ですけど教えていただきたいものが2点あります。1つは、条例改正の中で、1条中の公立幼稚園及びを削除するのは、廃園になるということの趣旨であろうかとは思いますが、表題が川島町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱となっていますが、私立ということの文言をつけるなり、特化しなくてもこれは補助金の関係の名称がそうになっている関係上、交付要綱の表題は変えないでということでしょうか。

もうひとつは、国庫補助ですので、補助に伴う申請行為で、従

来から附則でうたわれているから問題はないとして、27年4月1日から適用するとして、形の上では年度の遡及のような形に見えますけど、これは補助交付申請の関係には影響はないという判断でよろしいでしょうか。

副教育長兼教育総務課長 それでは、1点目ですが、公立幼稚園の閉園ということがあったのですが、閉園ということではなくて、子育て新法に伴う制度改正がありまして、幼稚園の保育料の条例改正を3月定例会で行いました。就園奨励費については対象にならなくなりました。

それから附則の取扱いですが、ここで所得審査を行うわけで、保育料はまず保護者から納付していただき、また、基準はあくまで4月1日以降在園する園児の就園奨励に対する助成となります。最後に減免しますので、遡っても影響のないシステムとなっていますので、問題はありません。

委員長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。
(異議なし)

委員長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第53号「川島町幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第7 議案第54号「川島町第3子以降私立幼稚園保育料無料化補助金交付要綱を定めることについて」】

委員長 議案第54号「川島町第3子以降私立幼稚園保育料無料化金交付要綱を定めることについて」を議題とし、担当課長より説明を求めます。
(担当課長説明)

委員長 担当課長より説明がありましたが、議案第54号「川島町第3子以降私立幼稚園保育料無料化補助金交付要綱を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

福島委員 前回の委員会で私が新制度の趣旨を保護者の皆さんに理解できるように申し上げましたが、広報誌などに載せて対応していただいてありがたい。

それから、議案54号と55号は関連性があると思いますが、定義の中で片方は幼稚園、片方は私立幼稚園となっており、用語の定義をあわせたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

副教育長兼教育総務課長 ここでは、補助金の名称も私立とうたっているもので、私立としたほうが、統一性があると思いますので、言葉を合わせるのでは

れば、私立と言うことで統一させていただければと思いますがいかがでしょうか。

福島委員 要綱の統一性の中で修正が可能であればぜひよろしくお願い致します。

副教育長兼教育総務課長 入園祝い金の方は、幼稚園の認定形態が変わっている幼稚園もありますので、ここの言い回しは対象外にならないようにしています。今のところは私立幼稚園で問題ないですが、言い回しが違う点は後ほど説明したいと思います。

委員 長 では、私立ということによって統一を図ってよろしいでしょうか。

各委員 はい。

委員 長 それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(異議なし)

委員 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第54号「川島町第3子以降私立幼稚園保育料無料化補助金交付要綱を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第8 議案第55号「川島町私立幼稚園入園祝い金交付要綱を定めることについて」】

委員 長 議案第55号「川島町私立幼稚園入園祝い金交付要綱を定めることについて」を議題とし、担当課長より説明を求めます。
(担当課長説明)

委員 長 担当課長より説明がありましたが、議案第55号「川島町私立幼稚園入園祝い金交付要綱を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

菊池委員 川島の子どもで、町外の私立幼稚園にいてる子が、転入してきたときなどに、予めチェックしておかないと二重払いになってしまうのでは。

副教育長兼教育総務課長 転入の可能性は十分にあります。支払いの際には十分チェックをすることで、対応したいと思います。

委員長職務代理者 比企の市町ではどのような状況でしょうか。

副教育長兼教育総務課長 東松山市が今年度から始めて、2万円です。調べると東京都下ではいくつかの自治体で支給しているところも見受けられます。

委員長職務代理者 保護者としては、どこに住まおうか、引っ越そうかという時に、金額が多いから川島町に住もうかという方もいるかもしれませんが、とっても良いことだと思います。それから、お知らせの中には、一人1回限りとか記載しないのでしょうか。

副教育長兼教育総務課長
委員長職務代理者

補助金要綱の中で対応させていただきます。
後ほどのトラブル防止のためにも、しっかり明記したほうがよいと思います。

副教育長兼教育総務課長

対応させていただきます。ちなみに、3万円は県内トップです。

委員長

町長の公約として実施したところと思いますが、補正で2年分の予算を確保したが、その後はどうですか。

副教育長兼教育総務課長

議会でも同様の質疑があり、今回1回限りではなく、引き続き実施していきたいということで答弁させていただいています。

委員長

それでは、質疑を終結しここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第55号「川島町私立幼稚園入園祝い金交付要綱を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第9 議案第56号「川島町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」】(非公開)

委員長

議案第56号「川島町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とし、担当課長より説明を求めます。

副教育長兼教育総務課長 (説明)

(非公開審議)

委員長

それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第56号「川島町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第10 議案第57号「川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について」】(非公開)

委員長

議案第57号「川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について」を議題とし、担当課長より説明を求めます。

副教育長兼教育総務課長 (説明)

(非公開審議)

委員長

それでは、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。原案に対してご異議はございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第57号「川島町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、報告事項に移ります。

【日程第11 報告第15号「平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」】

委員長 日程第11 報告第15号「平成27年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題とし、担当課長より説明を求めます。

副教育長兼教育総務課長 (説明)

委員長 報告第15号については、教育長への委任事項ですので、特に、質疑等は求めません。

【日程第12 報告第16号「指定校変更の許可について」】

委員長 日程第12 報告第16号「指定校変更の許可について」を議題とし、担当課長より説明を求めます。

副教育長兼教育総務課長 (説明)

委員長 報告第16号については、教育長への委任事項ですので、特に、質疑等は求めません。

委員長 これですべて報告事項が終わりました。以上を持ちまして、平成27年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。
(午後3時17分閉会)